

令和3年度

一関市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 一関市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月28日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 感染防止について</p> <p>① 変異株による感染拡大の防止について</p> <p>② 無症状者に対する網羅的な行政検査の拡充について</p>	<p>令和2年7月以降、県内でも新型コロナウイルス感染症患者が確認され、職場や高齢者施設、教育・保育施設などにおいて複数のクラスターが発生しております。このような状況の中、県内では、従来のウイルスから変異株（アルファ株）に置き換わり、さらに感染力が強く、ワクチンの効果を弱める可能性が指摘されている別の変異株（デルタ株）が確認され、さらなる感染の拡大が懸念される状況であります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化は、特にも医療資源の乏しい本県にあって、医療機関の逼迫・疲弊につながり、特にもクラスターが発生した場合、医療提供体制への負荷の増大につながることから、医療提供体制の維持・確保が懸念されています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の収束への切り札となり得るワクチン接種は、県内でも65歳以上の高齢者から接種が開始されております。</p> <p>このワクチン接種は、予防接種法に基づき市町村が実施主体となり、12歳以上の住民が2回接種するという、過去に例を見ない大規模な予防接種です。短期間で多くの接種を行う必要があることから、医療機関等関係団体と</p>	<p>① 県では、環境保健研究センターにおいて、変異株の疑いを確認するためのスクリーニング検査を2月から実施し、6月14日以降には、L452R（デルタ株等）のスクリーニング検査を開始しているところであり、これまでに民間の検査結果と合わせて523件のL452R陽性が判明しているところです。</p> <p>本県においても、変異株の感染拡大に備えた医療体制の見直しが必要と認識し、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会で必要な病床数の検討を行ったところ、現在の計画で対応可能であることを確認したところです。</p> <p>また、8月12日には、直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が16.5人とステージⅢの目安指標である15人を初めて超えたことから、「岩手緊急事態宣言」を発し、不況不急の外出自粛の要請をしたところです。その後患者が減少へと転じ、9月12日には直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が9.7人と解除基準としていた10人を下回ったことから「岩手緊急事態宣言」を解除したところです。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

		<p>連携しながら、住民周知、接種券発送、医療従事者等の人員対応、必要な資機材等の確保など、多岐にわたる膨大な作業を進めていますが、ワクチン接種の円滑な運用実現のためには、多くの接種希望者を受け入れることができる接種体制の構築が課題となっています。</p> <p>今後、県内においても感染力が強い変異株（デルタ株）による感染の拡大が危惧される中、感染防止と社会経済の持続性をいかに両立させるかという課題と向き合う段階に入り、医療・介護への支援のほか、経済対策や生活支援などについて、一層の取組を進めなければなりません。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症対策について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>(1) 感染防止について</p> <p>① 変異株による感染拡大の防止について</p> <p>当市に隣接する宮城県においても、さらに感染力が強いとされる変異株（デルタ株）の感染が確認されており、市内での変異株による感染の拡大が非常に懸念される状況であることから、変異株に対する具体的な対応策を早急に検討し示すこと</p> <p>② 無症状者に対する網羅的な行政検査の拡充について</p> <p>クラスターの発生防止等、感染拡大防止のさらなる強化を図る観点か</p>	<p>今後、再び感染が拡大することを想定し、岩手県新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制検討委員会等の意見を伺いながら、感染症対策の更なる強化に努めていきます。</p> <p>(B)</p> <p>② 国から、基本的対処方針及びこれに基づく事務連絡において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の対象区域となっている都道府県に対し、「指定された都道府県の重点的検査における基本的な考え方」が示されたところです。</p> <p>これによれば、「高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施」や「歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査」を行うことが求められています。</p> <p>本県は、重点措置等の対象区域には指定されていないものの、本年2月に決定した「まん延期における検査方針」に基づき、奥州保健所管内の一部地域の入所型高齢者施設について、全従業員を対象としたPCR検査を計2回実施し、全て不検出であったところです。</p> <p>また、盛岡市保健所管内の繁華街においても、飲食店の従業員等を対象としたPCR検査を実施し、7日間で260人の利用があり、全て不検出であったところです。</p>			
--	--	---	---	--	--	--

		ら、「新型コロナウイルス感染症のまん延期における検査方針（令和3年2月19日付け岩手県保健福祉部医療政策室通知）」に示されている無症状者に対する網羅的な行政検査については、まん延期前の感染拡大の兆候がある場合に実施することとし、その対象者に県内でも複数のクラスターが確認されている教育・保育施設及び障がい者施設を追加すること	引き続き、今後の感染状況も見据え、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会等の意見を伺いながら、適切な行政検査の実施に向けて取り組んでいきます。（B）			
7月28日	新型コロナウイルス感染症対策について (1) 感染防止について ③ 県が主導する集団接種の実施について	(1) 感染防止について ③ 県が主導する集団接種の実施について 国が定める期間内に、より多くの接種希望者に対してワクチン接種が可能となるよう、県が主導する集団接種会場を当市にも設け実施すること	③ 県では、ワクチン接種の加速化を図るため、第1期から第3期にわたって、県による集団接種を実施しており、市町村の接種体制を補完しているところです。 また、接種会場については、各地域からの交通アクセス等も考慮のうえ、特に接種対象人口が多い、県央地区（第1期～第3期：岩手産業文化センター）と県南地区（第1期：江刺西体育館、第2期：花巻市交流会館）に設置しており、11月末までに希望する全ての県民が接種を終えることができるよう、着実に接種を実施していきます。（B）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1
7月28日	新型コロナウイルス感染症対策について	(2) 慰労金の給付について 新型コロナウイルス感染症への感染に不安を感じながら保育を継続している保育所等や、放課後児童クラブの児童福祉施設に従事する全職員	県は、三密対策が困難な厳しい環境の中で業務を継続し、子どもたちの居場所の確保に尽力している児童関係施設の職員について、慰労金支給の対象とするよう国に要望しているところです。（B）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

	(2) 慰労金の給付について	に対して、「慰労金」を支給することを国に対し働きかけること				
7月28日	新型コロナウイルス感染症対策について (3) 経営支援について	<p>(3) 経営支援について</p> <p>① ジョブカフェ関の就業支援体制の強化について 新型コロナウイルス感染症の影響を見据え、ジョブカフェ関の就業支援員の増員など就業支援体制を強化すること</p> <p>② 雇用調整助成金の拡充について 雇用調整助成金については、企業の雇用状況を見据え、緊急対応期間のさらなる延長を国に対して働きかけること</p> <p>③ 地域企業経営支援金の要件緩和について 感染対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、支援金を支給する地域企業経営支援金について、全ての業種において感染対策の取組が行われ、事業継続が図られるよう対象業種の要件を緩和すること</p> <p>④ 事業継続のための支援について 緊急事態宣言の発令地域やまん延防止等重点措置適用地域以外においても経済の停滞は著しいことから、厳しい経営環境が続いている中小企業、個人事業者に対し、事業継続のための実効性のある支援策を全国的に講じるよう、国に対し働きかける</p>	<p>① ジョブカフェ関の就業支援体制の強化について 高校生の就職支援や新卒者の職場定着支援等を行うため、県では、令和3年度はジョブカフェ関に就業支援員を3名配置するとともに、新たに、県南地域に県内就業・キャリア教育コーディネーターを3名配置することによって、高校等が実施するキャリア教育支援を強化し、県外進学者の県内へのUターン就職等を促進することとしています。 なお、現在、コロナ禍の中にあっても、北上川流域の企業を中心に人材ニーズが高い状況が続いていることから、県内就職を更に促進するため、県内企業の認知度向上や岩手で働く魅力を伝える取組を強化していきます。(B)</p> <p>② 雇用調整助成金の拡充について 雇用調整助成金の特例措置については、令和3年5月から助成率及び上限額が縮減されたことから、令和3年11月、国に対し、地域・業種を限定せず、要件を令和3年4月までの措置内容へ再度拡充の上、期間を延長するよう要望しましたが、期間は令和4年3月末まで延長されたも</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 4

		<p>こと</p>	<p>のの、日額上限は段階的に縮減することとされています。</p> <p>このことから、令和4年4月以降の延長を早期に決定するよう全国知事会と連携し、国に対し強く働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>③ 地域企業経営支援金の要件緩和について</p> <p>地域企業経営支援金については、令和3年4月から令和4年3月までの期間において、売上が減少し、感染対策に取り組みながら事業を継続する中小企業者に対し、令和3年7月以降、1店舗当たり上限30万円(1事業者当たり上限150万円)の支援金を支給しているところですが、対象業種は、人流が減少することで深刻な影響を受けている業種及びその業種と取引がある業種を優先して設定しており、卸売業や無店舗営業等を追加しています。</p> <p>なお、令和3年9月からは、岩手緊急事態宣言の影響を受けた事業者への支援として1店舗当たりの支給上限額を10万円引き上げる措置を講じているところであり、今後も、経済状況を見ながら、中小企業者の事業の継続を支援していきます。(B)</p> <p>④ 事業継続のための支援について</p> <p>中小企業者等の事業継続のための支援については、これまで、全国知事会を通じ、地域によって支援の差が生じることのないよう、持続化給</p>			
--	--	-----------	--	--	--	--

			<p>付金や家賃支援給付金を再度支給するなど、継続的な支援の実施について働きかけてきたほか、6月及び11月には、県でも同趣旨の要望を行い、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところです。</p> <p>今後も、感染症の状況や県内中小企業者等の経営の状況を見極めながら、必要な働きかけをしていきます。(B)</p>			
7月28日	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(4) 地方負担への財政支援について</p>	<p>(4) 地方負担への財政支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担への財政支援について、県が行う事業の追加、支援の対象の拡充、補助率のかさ上げ等、さらなる財政支援を措置するとともに、国においても一層の財政支援策を講じることを働きかけること</p>	<p>国が措置している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年度に配分がなされ、地方及び内閣府において繰越された当該交付金及び令和3年8月20日に追加配分のあった同交付金(事業者支援分)及び同年12月27日に同交付金(地方単独事業分)により、各自治体において令和3年度事業を実施しているところです。</p> <p>県としては、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、今後も取組が必要となることを見据えた基金対象事業の弾力化など、柔軟な運用を図るよう、国に対して、要望しているところであり、引き続き、全国知事会等とも連携しながら</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

			ら、一層の財政支援について働きかけていきます。(B)			
7月28日	国道343号新笹ノ田トンネルの整備について	<p>国道343号は、いわて県民生活長期ビジョン及び復興推進プランにおいて「復興支援道路」と位置付けられ、生命と暮らしを守る道路として、その役割は重要性を増しております。</p> <p>また、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、「平泉の世界遺産」と「三陸復興国立公園」、「橋野(はしの)鉄鉱山・高炉跡」といった各地域の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。</p> <p>今年3月には、渋民バイパスが供用されるなど、区間毎の整備は進められているものの、陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻(きゅうしゅん)な山地を越えなければならない地理的条件から交通の難所となっており、平成27年には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。</p> <p>また、冬期の積雪・路面凍結時において、通過する車両の通行が困難となることから、国道284号へ大きく迂回するなど、沿岸と内陸を繋ぐ物流ルートとしての機能が、場面を問わず十分に果たされていると言える状況にはありません。</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの復興にも資する重要な路線であると認識しており、本年3月には渋民バイパスの供用を開始したところです。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

今年度中には、国の復興道路に指定されている三陸沿岸道路の全線開通が見込まれており、沿岸と内陸を結び、物流ルート・広域観光ルートとして広域交流の役割を担う幹線道路の整備はますます重要となります。国の復興支援道路に指定されている横軸の路線として、県央部では宮古盛岡横断道路が、県中部においては東北横断自動車道釜石秋田線が高規格道路として整備されましたが、岩手県南部においても横軸となる道路ネットワークの構築が求められており、この点からも国道343号新笹ノ田トンネルの整備が急務であります。

平成26年度には、新トンネルの実現に向けて、沿線においては、住民や商工業、観光、農業関係団体などが中心となった署名活動が展開され、一関市においては、7万7,938人の署名が、また、陸前高田市においては、1万3,554人の署名があり、合わせて9万人を超える署名が集まったところです。これらの署名活動に加え、大船渡市、住田町の住民を含めた、沿線各地から早期事業化について強い要望があったところですが、いまだ必要な調査事業は行われず、整備の方向性も示されておられません。

については、次の事項について強く要望します。

		(1) 国道343号新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を行い、早期事業化に向けた県の方向性を示すこと				
7月28日	1 国際リニアコライダー（ILC）の実現について	<p>ILCの誘致に関しては、2020年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略において、ILC計画に対する欧州の協力姿勢が示され、また、同年8月には、国際将来加速器委員会（ICFA）の提言に基づき、高エネルギー加速器研究機構を拠点としたILC国際推進チームが発足し、ILC準備研究所の設立に向けた活動が進められるなど、北上高地への誘致・建設への実現に向け、大詰めの段階を迎えております。</p> <p>については、国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけるとともに、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 東北ILC事業推進センターとの連携により、ILC国際科学技術研究圏域※の中心となる国際研究拠点の建設候補地（エリア）を明示して、国際研究機関との連携のもと準備作業を進めること</p> <p>※岩手県作成「ILCによる地域振興ビジョン」による</p> <p>(2) 東北ILC事業推進センターや関係自治体と連携し、ILC準備研究所の確実な設立について、関係機関に強く働きかけること</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県では、令和3年6月及び11月にILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、政府が主導し、国際的な議論を推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう国に対し要望したところであり、引き続き関係機関と連携しながら、国へ働きかけていきます。</p> <p>ILC実現に向けた準備作業及び受入れに向けた取組については、令和元年に策定した「地域振興ビジョン」に基づき、生活支援や教育・保育、医療提供などの受入環境の整備に取り組むこととしており、県においても、医療通訳者の養成や行政・生活に関するワンストップサービス提供に向けた検討などを進めているところです。</p> <p>また、貴市及び本県を含む関係自治</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>(3) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、I L C 東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p>	<p>体、大学等で構成する東北 I L C 事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、I L C 東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担のもと、受入れに向けた取組を進めていきます。</p> <p>県としては、同センターをはじめ、県内市町村や高エネルギー加速器研究機構（KEK）など、関係団体等と一層の連携を図りながら、I L C の実現に向け継続的に取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>			
7月28日	<p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4</p>	<p>まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近に繋がる広域的</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の4車線化について国に要望したところです。</p> <p>御要望の高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の2車線区間についても、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

	車線拡幅整備の早期事業化	<p>ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が求められております。</p> <p>近年、国内各地において、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時において、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。</p> <p>また、国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線化は、交通渋滞緩和や物流の効率化を図るだけでなく、県際地域の活性化を図るためにも必要であります。</p> <p>については、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備の早期事業化</p>				
7月28日	<p>2 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>(1) 県際連携に資する幹</p>	<p>(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備</p> <p>② 国道284号の高規格化</p>	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、室根バイパスや石法華工区等において、整備を進めてきたところです。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	線道路網の整備 ② 国道284号の高規格化		通計画を策定したところであり、この計画の中で国道284号を「一般広域道路」として位置付け、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。(C)			
7月28日	2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ③ 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備	(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ③ 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備	一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。 令和3年3月には、隘路区間の解消を目指し暫定供用を行ったところであり、令和4年3月に全線供用開始しました。(A)  また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	A:1 C:1
7月28日	2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ④ 国道456号宮城県境	(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ④ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現	一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C:1

	付近のトンネル化の早期実現					
7月28日	2 広域連携に資する幹線道路網の整備について (1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ⑤ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進	(1) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ⑤ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進	主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、令和3年度、現地測量及び詳細設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1
7月28日	3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 地域公共交通の充実について	<p>当市では、人口減少や車社会の進展などに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、バス利用者が減少しており、民間路線バスの廃止や減便が余儀なくされています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当市では民間路線バスが廃止となった地域において市営バスの運行を行うとともに、乗換ポイントの整備、バス停の多言語化、バス車両の更新など利便性の向上と利用促進を図る取組を進めております。また、高齢化社会が進む中で、自宅近くでの乗り降りが可能なデマンド型乗合タクシーの導入エリアを拡大し</p>	<p>① 県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の実証運行や、利用促進等を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っています。</p> <p>令和4年度当初予算については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域交通の維持確保に向けた市町村の取組が適切に実施されるよう、市町村に要望額の調査を行った上で、必要な予算額を措置したところです。(A)</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 1、 C : 1

		<p>ております。県においては、地域公共交通活性化推進事業費補助金により、地域公共交通体系の再編や利用促進に係る市町村の取組を支援しておりますが、公共交通の維持、確保に係る市の財政負担は増大しています。</p> <p>については、住民の日常生活に必要な移動手段の確保とさらなる利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 地域公共交通の充実について</p> <p>① 岩手県地域公共交通活性化推進事業費補助金について、市町村からの要望額に応えられるよう必要な予算額を確保すること</p> <p>② 岩手県地域公共交通活性化推進事業費補助金の1市町村あたり補助上限額（現状1市町村上限額500万円）を引上げること</p>	<p>② 地域公共交通活性化推進事業費補助については、活用を希望する市町村が増加傾向にあり、県においては、できる限り多くの市町村を支援していく必要があると考えていることから、限られた予算の中、直ちに補助上限額を引き上げるとは困難な状況にあります。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通体系の構築に向けた取組に対しては、当該事業のほか、有識者の派遣や地域内公共交通構築検討会などを通じ、引き続き支援していきます。（C）</p>			
7月28日	<p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(2) 栗登一平への支援について</p>	<p>(2) 栗登一平への支援について</p> <p>当市では、岩手県南から宮城県北に至る地域を中東北というエリアとして捉え、それぞれの地域の歴史や文化を認め合い、圏域全体で発展していくことを目標に市政運営を進めてきました。その中で、「栗登一平（宮城県栗原市、登米市、岩手県一関市、平泉町）」という圏域を越えた広域連携を掲げ、様々な施策を一体となって取り組んでいるところです。</p> <p>県境付近の自治体においては、特有の共通課題を有しており、スケールメ</p>	<p>県では、グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中で、地域が持続的に発展していくためには、県域の区域を越えた連携のもとで、戦略的な取組を展開していく必要があると認識しています。</p> <p>地域経営推進費については、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン—地域振興プラン—」等の推進に取り組む事業を補助の対象としており、補助率は1/2以内ですが、財政力指数が県内平均以下の市町村については、2/3以内としています。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>リットを生かした県境を意識しない発想による新しい取組が求められています。</p> <p>については、県境を越える広域連携での取組に対し、地域経営推進費における補助率のかさ上げ等、他の支援制度よりも手厚い配慮を要望します。</p>	<p>県においては、地域の実情に応じた、より実効性の高い施策を展開できるよう、引き続き支援を行っていきます。（B）</p>			
7月28日	<p>3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(3) 定住自立圏構想の推進について</p>	<p>(3) 定住自立圏構想の推進について</p> <p>当市は定住自立圏の中心市として、隣接する平泉町と定住自立圏を形成することで、圏域での生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図りながら、魅力ある定住自立圏への取組を推進しております。</p> <p>その取組に対し、国から特別交付税の財政措置が講じられているところですが、中心市及び近隣町のそれぞれで特別交付税の交付額に上限が設けられており、国によって配分が決められている現状にあります。</p> <p>圏域の自主性を尊重し、特別交付税の配分割合を独自に設定することで、圏域特有の課題に対し、その状況に応じた施策に取り組むことができるようになります。</p> <p>については、中心市及び近隣市町村の特別交付税の交付上限額を撤廃し、圏域の状況に応じた配分を圏域独自に設定できるよう国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>定住自立圏については、中心市において圏域の暮らしに必要な生活機能を確保し、周辺市町村と互いに連携・協力していくことにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として「定住自立圏構想推進要綱」が設定されており、本構想の推進のための地方財政措置として、特別交付税措置等が行われております。</p> <p>例えば、包括的財政措置の基本的な上限額については、平成26年度に中心市4,000万円、近隣市町村1,000万円から、中心市8,500万円、近隣市町村1,500万円に、令和3年度の改正により、近隣市町村の上限は1,800万円に更に引き上げられたところです。</p> <p>定住自立圏において、中心市は、地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していくこととされており、国が特別交付税の配分割合を決定する際には、その点を考慮していると考えられるところです。</p> <p>厳しい財政状況の中で、市町村が人口減少対策や地方創生の推進等、地域</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

			の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためには、地方の需要に応じた使い勝手の良い地方財政措置の充実が必要なことから、必要に応じて国に要望していきます。(B)			
7月28日	3 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (4) 国道343号渋民バイパスの「道の駅」整備について	(4) 国道343号渋民バイパスの「道の駅」整備について 令和3年3月に開通した国道343号渋民バイパスは、復興支援道路のリーディング工区に位置づけられており、交通の利便性向上による内陸と沿岸の物流の効率化、観光促進や交流人口の拡大等、今後ますます期待されています。 当市は、国道343号と国道456号の交差点付近に国道利用者の休憩所や道路情報提供の場として「道の駅」を整備する予定としており、地域住民や関係団体の協力のもと、令和2年10月に基本構想(案)及び基本計画(案)を策定しました。令和3年度は基本設計に着手し、令和6年度の開業を目指して取り組んでおります。 については、特産物を生かした商品等の提供などによる地域活性化の拠点、沿岸部と内陸部をつなぐ架け橋として地域交流の拠点、さらには防災拠点としての機能も兼ね備えた「道の駅」の整備に向けた支援と、休憩施設(駐車場、トイレ)及び情報発信施設の整備について要望します。	国道343号渋民バイパスの「道の駅」については、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するため、整備の必要性を認識しています。 これまで、整備に向けた貴市との事前協議等を行ってきたところであり、貴市で実施している基本設計の進捗状況等を踏まえ、令和4年度から事業に着手する予定です。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1

7月28日	<p>3 まち・ひと・しごと の創生に向けた支援について</p> <p>(5) 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響は、いまだ収束の見通しが立たない状況にはあるものの、市内の企業においては、製造業を中心に業績が向上し、人材不足を課題として取り上げる事業所が増加傾向にあります。</p> <p>また、テレワークの普及や、感染が拡大している都市部への就職を見合わせる動きが生じている今の状況こそ、人口流出を抑制する好機と捉え、地元への就職支援の強化が必要と考えております。</p> <p>一方で、人材不足を背景とした外国人労働者の雇用の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりを推進するため、多言語による行政情報、生活情報及び災害時等における情報の提供への支援体制が求められております。</p> <p>については、地元企業への就職を促進し、人材不足を解消する対策として、次の事項について要望します。</p> <p>(5) 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について</p> <p>① ジョブカフェ関の機能について再認識し、地元就職推進に向け、就業支援体制を強化すること</p> <p>② 外国人労働者に提供する行政情報、生活情報等の多言語化への支援体制の強化と併せて、雇用担当部署との情報共有体制を構築すること</p>	<p>① 高校生の就職支援や新卒者の職場定着支援等を行うため、県では、令和3年度はジョブカフェ関に就業支援員を3名配置するとともに、新たに、県南地域に県内就業・キャリア教育コーディネーターを3名配置することによって、高校等が実施するキャリア教育支援を強化し、県外進学者の県内へのUターン就職等を促進することとしています。</p> <p>なお、現在、コロナ禍の中にあっても、北上川流域の企業を中心に人材ニーズが高い状況が続いていることから、県内就職を更に促進するため、県内企業の認知度向上や岩手で働く魅力を伝える取組を強化していきます。(B)</p> <p>② 外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、いわて県民情報交流センター(アイーナ)の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応するとともに、定期的な県内各地域での巡回相談や、災害や新型コロナウイルス感染症等に関する情報の多言語による発信に取り組んでいます。</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	B : 2
-------	---	--	---	-------------	-----------	-------

			<p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組むとともに庁内関係部署と連携を図りながら、効果的な情報提供に努めていきます。</p> <p>なお、外国人労働者に関する各種支援施策については、行政機関や教育機関、商工団体等による「外国人材受入拡大に係る関係機関連絡会議」等により、日頃から多文化共生担当部署と雇用担当部署との間で情報共有を図っており、市町村には適切な部署から情報提供を行っています。（B）</p>			
7月28日	<p>3 まち・ひと・しごと の創生に向けた支援について</p> <p>(6) 非製造業を対象とした支援について</p>	<p>(6) 非製造業を対象とした支援について</p> <p>近年のIT化の進展は、5G等の情報通信技術の高度化に伴い、IT関連産業の需要を高めるとともに、地方へサテライトオフィスを構える動きを加速させております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来にも増してテレワークの必要性が高まっており、今後、首都圏から、家賃などの固定費が抑えられ、自然環境に恵まれた地方への事務所移転などの動きが加速することが予想されます。</p> <p>このため、当市では、テレワークによる業務が可能な企業等に対しての誘</p>	<p>情報関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が行われています。</p> <p>県では、令和3年3月に「いわてIT産業成長戦略」を策定し、時期を捉えた情報関連産業の集積や産業の高度化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>IT関連企業や非製造業については、一定の投資や雇用など、経済雇用波及効果が高いものを支援制度の対象としているところであり、引き続き、産業の動向や企業ニーズ、地域の経済や他産業への波及効果等を踏まえ、効果的な支援制度について研究していきます。（B）</p>	県南広域 振興局	経営企画 部	B : 1

		<p>致活動に力を注ぐこととしており、これらの企業を誘致し、地元企業などの連携によるイノベーションの誘発が、今まで以上に重要であると捉え、従来からの製造業などの企業誘致と合わせ、積極的な企業誘致活動を行ってまいります。</p> <p>については、今後県内においても同様の動きが予想されることから、IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度の創設を要望します。</p>																			
7月28日	<p>4 県際地域の地域医療体制等の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p>	<p>(1) 県立病院医療体制の充実について 県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務となっております。</p> <p>については、宮城県との協議の場を設け、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。</p>	<p>医師の配置については、南光病院の精神科において、令和3年4月から常勤医師を1名増員し、診療体制の充実に努めているところです。</p> <p>それ以外の診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。(B)</p> <p>医師以外の職員の配置については、患者数や業務量等に応じた配置を基本とし、必要な体制を整備することとしています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1 B : 1</p>															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>配置が必要な常勤医師</th> <th>増員が必要な常勤医師等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐井病院</td> <td>血管内治療医</td> <td>小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師</td> </tr> <tr> <td>千厩病院</td> <td>呼吸器内科医、循環器内科医、小児科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、脳神経内科医</td> <td>総合診療内科医、消化器内科医、整形外科医</td> </tr> <tr> <td>大東病院</td> <td>脳神経内科医、整形外科医</td> <td>内科医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童青年精神科医</td> <td>精神科医(特に中堅医師)、</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	配置が必要な常勤医師	増員が必要な常勤医師等	磐井病院	血管内治療医	小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師	千厩病院	呼吸器内科医、循環器内科医、小児科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、脳神経内科医	総合診療内科医、消化器内科医、整形外科医	大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医		児童青年精神科医	精神科医(特に中堅医師)、				
病院名	配置が必要な常勤医師	増員が必要な常勤医師等																			
磐井病院	血管内治療医	小児科医、産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師																			
千厩病院	呼吸器内科医、循環器内科医、小児科医、皮膚科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、脳神経内科医	総合診療内科医、消化器内科医、整形外科医																			
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医																			
	児童青年精神科医	精神科医(特に中堅医師)、																			

			<p>磐井病院については、分娩件数の増加等に対応するため、平成30年4月に助産師を2名増員し、南光病院については、医師の負担軽減や診療体制の充実等のため、平成30年4月に公認心理師1名、医療社会事業士2名を増員したところであり、今年度においても、必要な体制を維持しています。</p> <p>なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。(A)</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいくとともに、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な医療提供体制の整備に努めていきます。</p>			
7月28日	4 県際地域の地域医療体制等の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について	<p>平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には昨年度に引き続き5人の医師が配置されましたが、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。</p> <p>今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置なども踏まえ調整した結果、両磐医療圏には7名の配置となったところです。</p>	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2

		<p>療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり要望します。</p> <p>(2) 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>① 地域及び診療科による医師の偏在の解消</p> <p>② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p>	<p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度から、地域卒養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めることにしたところであり、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で19名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>			
7月28日	4 県際地域の地域医療体制等の充実について (3) 周産期医療体制の充実について	<p>少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制の充実が課題であり、当市においては、市内の医療施設などに将来勤務しようとする者に修学</p>	<p>① 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師については、修学資金の優先的な貸付、</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>資金の貸付けを行うなど医療人材の確保、定着に努めているところです。</p> <p>このような状況の中、特に両磐保健医療圏域内における周産期医療体制の構築のため、助産師に対する支援や人材の確保に向けた取組が急務となっております。</p> <p>については、地域での人材確保のため、次の事項について要望するとともに、国に対して働きかけるよう要望します。</p> <p>(3) 周産期医療体制の充実について</p> <p>① 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に、周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保</p> <p>② 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な改善を図ること</p>	<p>岩手県看護協会・岩手県助産師会と連携した資質向上研修や復職支援など、きめ細やかな取組を推進しているところです。 また、これらの取組の継続や充実に向けて、北海道・東北7県保健福祉主管部長会議において、看護職員の確保と教育の充実について国に対して要望を行っております。(B)</p> <p>② 医師不足や医師の地域偏在等の解消に向けては、これまでの都道府県のみ取組では限界があることから、全国的な取組も必要であることから、本県では、国の責務として医師の計画的養成や配置に取り組む「(仮称)地域医療基本法」の制定について提言してきたところです。</p> <p>また、令和4年政府予算要望において、医師の地域偏在や産科及び小児科の医師不足の解消について国に要望しており、さらに令和2年1月に、医師少数県11県とともに設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」においても、医師不足の解消や医師偏在是正のための実効性のある施策の実現に向けて、国への提言を継続的に行ってまいります。(B)</p>			
7月28日	4 県際地域の地域医療体制等の充実について	<p>(4) こども救急相談電話の受付時間の延長について</p> <p>現在、岩手県小児救急医療電話相談事業として「こども救急相談電話」</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	<p>(4) こども救急相談電話の受付時間の延長について</p>	<p>が、年中無休で午後7時から午後11時まで開設されているところですが、午後11時以降や夜間・休日当番医が対応できない時間帯における子どもの病気やけがへの対応が喫緊の課題となっています。</p> <p>この事業は、子育て中の保護者の不安軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりや、地域における小児救急医療体制を補完するためにも大変重要なものと捉えております。</p> <p>については、子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、岩手県医師会等の関係者とのこれまでの協議結果を踏まえて、次の事項について早急に実施されるよう要望します。</p> <p>こども救急相談電話の受付時間の延長</p> <p>① 平日：午後11時から翌朝8時まで</p> <p>② 土曜日：午後1時から午後7時まで 午後11時から翌朝8時まで</p> <p>③ 休日：午後5時から午後7時まで 午後11時から翌朝8時まで</p>	<p>業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して実施しています。</p> <p>受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、小児救急電話相談事業運営委員会等の場で、県医師会等関係者と協議を続けています。</p> <p>保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行うことができるよう、引き続き協議を進めていきます。(B)</p>			
7月28日	5 幹線道路網の整備及び一級河川	<p>当市は、東北中央部に位置しており、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝となっております。</p>	<p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>の整備促進について</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>① 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>この広域的な地域の広域観光周遊ルート形成による観光交流人口の増加や、物流道路としての機能強化を図り、産業振興を進めるためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一級河川北上川では、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>① 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>			
7月28日	<p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>② 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の</p>	<p>(1) 幹線道路網の整備</p> <p>② 主要地方道一関北上線都市計画道路山目(やまのめ)駅前(えきまえ)釣山(つりやま)線(せん)の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成20年度に事業着手し平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	事業完了区 間以北の早 期事業化					
7月28日	5 幹線道路 網の整備及 び一級河川 の整備促進 について (1) 幹線道路 網の整備 ③ 一般県道 折壁大原線	(1) 幹線道路網の整備 ③ 一般県道折壁大原線・大原払(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの整備改良・国道284号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備	一般県道折壁大原線の大原払(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区間については、抜本的な改良は難しい状況ですが、令和2年度から、道路現況等の課題について地元との意見交換を進めているところです。 (C) 国道284号から室根高原牧場間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。なお、室根町折壁地区において、老朽化した大平橋の架け替えを予定しています。 (C)	県南広域 振興局	土木部	C : 2
7月28日	5 幹線道路 網の整備及 び一級河川 の整備促進 について (2) 国土交通 省直轄事業 と連携した 一級河川の 整備促進 ① 黄海川堤 防の改修	(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 ① 黄海(きのみ)川堤防の改修	「黄海地区」の北上川本川の堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。 国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いております。	県南広域 振興局	土木部	C : 1

			<p>このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行っていきます。</p> <p>(C)</p>			
7月28日	<p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>② 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>② 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生している区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
7月28日	<p>5 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>③ 磐井川に架かるJR橋梁の架替</p>	<p>(2) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進</p> <p>③ 磐井川に架かるJR橋梁の架替</p>	<p>国では、JR東北本線磐井川橋梁は、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しているところであり、また、磐井川自体の流量に対しては、十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、概ねの安全度を確保しているものの十分ではない状況と聞いております。</p> <p>橋梁架替等については、県道等の周辺施設に影響を及ぼすことが懸念されるため、事業の優先度やコストの観点を踏まえ、引き続き、関係機関と協議を進めていくと聞いています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

			直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)			
7月28日	6 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について	<p>水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と、財政基盤の強化が求められています。</p> <p>当市では、平成29年(2017年)4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況であり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しています。</p> <p>さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれており、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっています。</p> <p>また、当市では、水道未普及区域を対象に自家水源の水質検査に対する支援や、水量及び水質の安定した飲用水を確保するため、深井戸による飲用井戸整備や浄水施設の設置などに対する補助を行っているところであります。</p> <p>については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、次の事項について国に対し働きかけるとも</p>	<p>(1) 県ではこれまで過疎対策事業債の必要額の確保など各種財政措置の維持・拡充について要望してきたところであり、令和3年度においては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行等に伴い、過疎及び辺地対策事業債において、簡易水道事業を統合した上水道事業のうち旧簡易水道事業施設は、両事業債の対象経費に追加されたところです。</p> <p>また、水道事業に係る財政支援については、これまで全国過疎地域連盟を通じて、上水道等の安定的経営に向けた必要な財政措置の拡充や高料金対策への支援の充実等を国に要望するとともに、県でも本年6月に水道の基盤強化に係る予算の確保について要望したところです。</p> <p>引き続き、市町村の実情を伺いながら、水道事業の基盤強化をはじめとした各種財政・措置の維持拡充について、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>(2) 生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部、経営企画部	B : 1、 C : 1

		<p>に、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>(1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること。</p> <p>(2) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設するとともに、県が行っている一般飲用井戸の水質検査について、検査費用の軽減と検査方法の改善を図ること。</p>	<p>となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の考えであります。</p> <p>検査費用の軽減につきましては、本県の検査費用は、他県や民間と比較した場合低廉な設定となっており、現時点では難しいものと考えます。</p> <p>また、検査方法につきましては、市町村との連携もあわせて対応が可能な部分がないか、御協力をいただきながら検討していきます。(C)</p>			
7月28日	7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて	<p>当市では、昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ段階的に計画を見直して整備を進めてまいりました。</p> <p>しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく乖離しており、今後の事業の推進にあたっては、整備計画の大幅な見直しをしなければならぬものと捉えております。</p> <p>また、流域関連公共下水道事業は、下水処理のみならず、環境や衛生面において県土整備の一翼を担っているものであることから、令和元年度においては、流域下水道維持管理負担金について、関連市町が負担するだけではな</p>	<p>(1) 現行の流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、施設・設備の老朽化等への喫緊対策として見込まれる経費を基に企業会計ベースで算定したところです。今後の維持管理負担金の算定にあたっては、公営企業会計としての決算状況を踏まえて経営の効率性や健全性の検証を行いながら、流域下水道関連市町と共に検討していきます。</p> <p>また、県の応分の負担に関しては、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴って新たに負担を求められることになった人件費分は、4年間の段階的な負担とする激変緩和措置を講じているところです。県は、流域下水道事業の事業主体として、</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1、 B : 2

		<p>く、県の負担措置を講じるよう要望し、県と関連市町間で県の役割や人件費負担の考え方などを協議・検討したところであります。職員人件費の激変緩和措置や費用の一部を県負担とするなど、一定の配慮がされたものの、関連市町にとっては、いまだ大きな負担となっております。</p> <p>については、流域関連公共下水道事業の安定経営が図られるよう、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、令和3年度に企業会計移行後初めての決算となることから、決算分析を十分に行い、負担金低減のためにどのような取組が必要か検証の上、県においても応分の負担を行うこと</p> <p>(2) 施設や設備の更新にあたっては、関連市町との間で詳細な事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p> <p>(3) 流域下水道事業の推進にあたり、関連市町の経営状況や公益目的事業が今日において果たすべき役割を十分に把握した上で、県と関連市町のほか、岩手県下水道公社を含めた、簡素で効率的な体制の構築に努めること</p>	<p>今後も関連公共下水道の管理者である関連市町と十分な連絡調整を図っていくとともに、適切な役割分担と費用負担のもと、一般会計からの繰入基準に基づく繰入れのほか、必要な対応を検討していきます。(B)</p> <p>(2) 施設や設備の更新は、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化するストックマネジメント計画に基づいて実施しています。本計画の今後の見直し等においては、関連市町に御説明して、事業費の低減や平準化に配慮しながら進めていきます。(B)</p> <p>(3) 県では、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴う組織見直しを行い、流域下水道業務担当者を集約した組織を設けるなど、関連市町負担対象人員数を明確にしたところです。流域下水道事業の推進体制も含めて、今後も御意見を伺いながら、適切な運用を進めていきます。(A)</p>			
7月28日	8 東京電力福島第一原子力発電所	<p>原発事故による放射性物質汚染は、震災から11年目を迎えた現在もなお、当市に大きな被害を与えております。</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>A : 2、 B : 2</p>

<p>事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p>	<p>事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p>	<p>牧草、稲わら、堆肥の農林業系廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している汚染された道路側溝土砂、学校等の校庭土砂については、国の処理基準がいまだ示されていないことなどにより、市内全域での処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県におかれましては、一日も早く正常な状況下での農産物等の生産・流通の実現や、市全域の汚染土砂の処理とともに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>① 新規参入者と規模拡大意向者への震災前の原木価格水準に対する原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援</p> <p>② 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援</p> <p>③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p> <p>④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理簡素化に向けた支援</p>	<p>進することが重要だと考えています。このことから、県では、</p> <p>① 新規参入者や既存生産者の規模拡大部分の原木価格高騰分の掛り増しの賠償について、国と東京電力に対して実施を強く要望してまいります。</p> <p>(A)</p> <p>② 良質な原木の確保と適期納入については、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでまいります。</p> <p>(A)</p> <p>③ 財物賠償について、県としては、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう引き続き強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望してまいります。(B)</p> <p>④ 県では、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、平成27年9月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に</p>			
---	---	---	--	--	--	--

			<p>関する研究を続けていきます。</p> <p>(B)</p> <p>今後においても、国と東京電力に要望を継続するとともに、県としても原木しいたけの生産者に対する、きめ細やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。</p>			
7月28日	<p>8 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物の処理については、国のガイドラインで明確化されていない事項について、県が策定した「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」において、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しています。また、その処理費用については、国に対し、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>
7月28日	<p>8 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための支援</p>	<p>県では、利用自粛牧草等処理円滑化事業(県単)により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援しており、引き続き、市が一時保管施設の機能を保つための経費に対して、支援していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための支援</p>		<p>また、国に対し、農林業系副産物の処理等にかかる費用の財政的措置を講じるよう要望しており、引き続き様々な機会を通じて必要な対策を求めています。</p>			
7月28日	<p>8 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に対する支援</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に対する支援</p>	<p>事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの処分について、当該乾しいたけを焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することができます。(B)</p> <p>県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等について技術的助言をしていきます。</p> <p>また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部、保健福祉環境部</p>	<p>B : 2</p>

	切な処分に 対する支援					
7月28日	8 東京電力 福島第一原 子力発電所 事故による 放射性物質 汚染対策に ついて (3) 山菜等の 風評被害の 防止と販売 促進支援	(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援	県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県による精密検査の実施と、検査結果の速やかな公表により、風評被害の防止に努めております。 また、山菜等の販売促進については、県の出荷前検査、定期検査を迅速に行い、産直等で旬の山菜が、速やかに販売されるよう、市と連携して取り組んでいきます。(B)	県南広域 振興局	林務部	B : 2
7月28日	8 東京電力 福島第一原 子力発電所 事故による 放射性物質 汚染対策に ついて (4) 損害賠償 の迅速化	(4) 損害賠償の迅速化 ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置 ② 未払いとなっている行政請求分の早期支払い ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加	① 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。 県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。 なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じてきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な	県南広域 振興局	総務部・ 農政部	B : 3

			<p>機会を通じて引き続き求めていきます。(B)</p> <p>② 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。(B)</p> <p>③ 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。</p> <p>しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないという</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>ものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。</p> <p>東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても『東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行ってまいります。</p> <p>(B)</p>			
7月28日	<p>8 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設</p>	<p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設</p> <p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の提示については、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。</p> <p>汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費について、</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

			「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。（B）			
7月28日	8 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (6) 学校施設等の校庭に埋設保管している除染土の処理方針	(6) 学校施設等の校庭に埋設保管している除染土の処理方針の提示 学校施設等の校庭に埋設一時保管している除染土の処理基準の速やかな提示	県では、対応が長期化している除染土の処理について、岩手県の原因放射線影響対策の取組の重要課題としており、除染土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を行っています。 今後、関係市町村と緊密な連携体制を維持し、情報交換等を行うとともに、引き続き国に対して、除染土壌の処理基準の早期提示等について要望していきます。（B）	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1
7月28日	9 地デジ県内放送の難視聴対策について	当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。 しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至らず、現時点で31世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところであります。 また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修	(1) 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。 この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。 県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。（B）  (2) 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県及び全国知事会を通じ	県南広域振興局	経営企画部	B : 3

		<p>経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。</p> <p>については、次の事項について国及び放送事業者に対し働きかけるとともに、財政支援制度の創設について要望します。</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設</p> <p>(2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設</p>	<p>て、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、本年6月にも要望したところです。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、現在国において、地上放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性等について調査を行っているほか、令和3年度から4年度にかけて市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要な費用の一部を補助する事業を実施していることから、こうした動向に注視するとともに、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めます。</p> <p>今後も引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月28日	10 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について	<p>骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録については、県と関係市町で平泉文化と個別資産の基礎的な調査研究に集中的に取り組み、多くの成果を上げてまいりました。</p> <p>しかし、平成29年度末における文化庁への推薦については、県と関係市町で合意に至らなかったため、平成30年</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。</p> <p>県では、令和3年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 2、 B : 1

		<p>度以降も継続して拡張登録に向けた取組を進めてきたところであり、</p> <p>については、拡張登録の実現と取組推進のため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 調査研究等へのより一層の専門的・技術的支援を行うこと</p> <p>(2) 推薦書案の作成に向けて「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会に日本史（特に平泉の研究）や浄土思想の研究を専門とする委員を加えること</p> <p>(3) 県・関係市町が足並みを揃え、一丸となって取組を進めること</p>	<p>技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。</p> <p>(1) 県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行うとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、関係市町とともに推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。（A）</p> <p>(2) 県の平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の委員構成については、委員会における今後の議論の状況や、文化庁の助言を踏まえて検討していきます。また、推薦書案に係る学術的内容については、各分野の有識者からの指導助言を得ながら作成を進めていきます。（B）</p> <p>(3) 県・関係市町の担当者の打合せを実施し調査研究を進めるとともに、包括的保存管理計画に基づく保存管理など、一丸となって取組を進めていきます。（A）</p>			
7月28日	<p>11 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(1) 公立学校の施設整備に係る国庫</p>	<p>(1) 公立学校の施設整備に係る国庫補助申請スケジュールの見直しについて</p> <p>公立学校施設整備国庫負担金に係るスケジュールは、事業を実施する前年度に建築計画を提出、事業実施年度の4月から5月頃に事業認定申請書を、7月頃に交付申請書を提出し、8月頃</p>	<p>学校施設の多くは、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しており、交付決定時期が事業スケジュールを圧迫していると承知しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和4年度公立学校施設整備に関する予算について、全国施設主管課長協議会を通じ</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

	<p>補助申請スケジュールの見直しについて</p>	<p>に交付決定がされています。交付内示や指令前着工を承認する仕組みが確保されていないため、市町村では交付決定を受けて以降に、入札の執行と、契約議決の手続きを行うこととなりますが、一度の入札で落札されるとは限らず、万が一入札不調等の事態が生じた場合、以降の事業スケジュールに大きく影響があります。</p> <p>また、学校等施設整備の多くは大規模な工事であるため、工事期間が長期にわたることや、働き方改革に伴う建設事業者の休業日確保等の影響から、事業全体のスケジュールが非常に逼迫する状況となっております。</p> <p>については、事業の円滑な実施に資するため、可能な範囲で国庫補助申請スケジュールを前倒しすることを、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>て、事業採択方針の提示及び公立学校施設整備負担金の認定時期の早期化を国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>			
7月28日	<p>11 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(2) 施設野菜ハウス整備の資材費補助について</p>	<p>(2) 施設野菜ハウス整備の資材費補助について</p> <p>当市は、施設野菜ハウス整備の支援について、令和2年度まで、県の「いわて型野菜トップモデル産地創造事業」により、国庫補助事業に資材費を上乗せする補助、及び県独自の建設費補助により行ってまいりましたが、令和3年度については「トップモデル事業」の終了に伴い、資材費への上乗せ補助が廃止され、代替事業（マスタープラン実践支援事業）による建設費補助のみとなっております。</p>	<p>本事業は、平成30年度から令和2年度までの3ヵ年で、「野菜販売額1億円計画」を策定した取組主体に対し、市町村と協調しながら、国庫事業と併せた補助を実施することで、大規模な野菜産地のモデルを育成し、この取組を各地域へ波及していくことを目的として実施したものです。</p> <p>県としては、この事業により整備したモデルが地域の核となるよう、各関係機関・団体で組織した「集中支援チーム」による技術的なサポート等を継続するとともに、規模拡大等を目指す</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>C : 1</p>

		<p>これにより、野菜ハウス整備希望農家の費用負担が大きくなり、事業実施希望を見直しする生産者が出てきている状況であります。</p> <p>については、施設野菜ハウスの拡充による園芸振興を図るため、施設野菜ハウス整備の資材費補助上乗せの復活を要望します。</p>	<p>生産者に対しては、引き続き、国庫事業等の活用を支援していきます。</p> <p>(C)</p>			
7月28日	<p>11 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(3) 防災行政無線屋外広報マスト増設に向けての支援について</p>	<p>(3) 防災行政無線屋外広報マスト増設に向けての支援について</p> <p>当市では、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）まで、市内一斉に情報を伝達できるよう、デジタル方式による防災行政無線設備を整備いたしました。約2割の世帯で防災行政無線が可聴できない現状となっております。</p> <p>可聴できない地域の多くは、市内の山間部であり、土砂災害等の発生危険地域も多く含まれていることから、屋外広報マストの増設による情報伝達が、喫緊の課題となっております。</p> <p>については、市内全域での迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線屋外広報マストの整備について、特段の財政支援を要望します。</p>	<p>県においても、市町村防災行政無線が災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段であることの重要性を認識しており、国の財政支援策である緊急防災・減災事業債の活用などの周知、助言等を行っているところです。</p> <p>なお、市町村防災行政無線施設の整備等に対しては、これまで北海道東北地方知事会を通じて、国に対し全面的な支援と財政措置を講じるよう要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1